

# 公教育における情報教育の教育目的に関する検討

## ケイパビリティの開発と情報教育の役割

齋藤 俊則†

### 概要

本稿は、公教育における情報教育における「教育目的」のあり方を、政治的リベラリズムにもとづく公教育正当化の論理とセンとヌスバウムによるケイパビリティ概念を応用しながら論ずる。さらに、平成8年7月の第15期中央教育審議会第一次答申の分析し、わが国の情報教育の教育目的設定に見られる特徴と課題を整理する。その上で、情報教育の教育目的について次の4点を提言する。(1) 情報教育の教育目的が研究課題として扱われるべきである。(2) 情報教育の教育目的が検討される際には、公共性や公教育の正当性の論理など、主張の大前提をなす上位概念を明示的に示すべきである。(3) 公教育における情報教育の教育目的は、情報分野のケイパビリティの開発におかれるべきである。(4) 公教育における情報教育は、(3)を通しての「自由の平等な分配」の実質化への貢献、さらにその結果として民主的な社会構造の創出及び強化への貢献によって正当性を主張するべきである。

## An Examination of the Pedagogical Purposes of Informatics Education in Public Education

### The Building of Capabilities and the roles of Informatics Education

Toshinori Saito †

### Abstract

This paper presents an examination of the pedagogical purposes of Informatics Education in public education, according to the logic that justify the being of public education based on the theory of political liberalism and the concept of capabilities presented by Sen and Nussbaum. Furthermore, the peculiarities and the problems found on settings of the pedagogical purposes of Informatics Education are shown through the analysis on the 15th Central Education Council report. Based on these arguments, these four suggestions are presented: 1. the pedagogical purposes of Informatics Education should be treated as a research problem, 2. superordinate concepts which form the major premise of the opinions should be explained explicitly on the discussions of the pedagogical purposes, 3. the pedagogical purposes of Informatics Education should be put on building of capabilities for the fields of information, 4. Informatics Education in public education should be justified by the contributions of the realization of "equal distribution of freedom" through the accomplishment of suggestion 3, and also the contributions of the creation and the promotion of the structures of democratic societies.

### 1. はじめに

国内の情報教育の研究は主に教育内容（何を教えるか）、教育手法（どうやって教えるか）、教育手段（何をを使って教えるか）の3分野について行われている。教育内容に関する研究は、情報教育のカリキュラム体系全体の開発のような大掛かりなものから[1]、既

設のカリキュラム内に位置づく部分的な授業内容の提案[2]にいたるまでが含まれる。いずれの場合も、対象とする教育段階ごとに設定された教育目標に整合する教育内容の開発に主眼をおくものが主流である。他方、教育手法に関する研究は、たとえばPBLによるスキル開発など[3]、学習環境等の制約のなかで教育目標の達成にとって最適な手法の開

† 日本教育大学院大学  
Japan Professional School of Education

発をめざす教育工学的なアプローチによる研究が多数を占める。また、教育手段に関する研究は、たとえば教育用のプログラミング環境の開発など[4]、情報教育の効果的な実践やその支援を目的に新たな教育手段の開発を行った研究事例がある。

一方で、情報教育を「何のために教えるのか」、すなわち教育目的や教育理念、あるいはその具体的表現としての教育目標に関する研究事例は、上述の3分野と比べると多くない。たとえば、情報教育概念が一般化する以前に行われた、情報処理学会による「大学における一般情報処理教育のあり方に関する調査研究」[5]では、「一般情報処理教育の教育理念」を「将来、社会のリーダーシップをとるべき大学生等に、計算機並びに情報という概念を理解させ、自在に活用できるようにすること」と規定している。この内容は近年のGEBOK（一般情報処理教育の知識体系）においてもほぼ同様に受け継がれている。大学生向けの情報教育に関する研究の多くは、この内容と大きくは異ならない教育目的理解にもとづいて行われているものと考えられる。また、初等・中等段階の情報教育に関しては、学習指導要領において明示される当該科目の「目標」の記述内容を前提に研究が行われているものと考えられる。いずれにしても、情報教育の教育目的の是非や妥当性の検討を対象とする研究事例は見られない。

情報教育に限らず、一般に、教育研究において教育目的が研究課題として選択されることは多くない。その背景には、研究課題としての生産性や扱いの難しさの問題がある。すなわち、教育目的の問題は（狭義の）経験科学的手法にはなじまないため明確な結論や成果を得にくく、かつ「目的」を論ずることは必然的に価値や規範性の問題に触れることになるため、いわゆる「神学論争」のような不毛な事態に陥ることが予見される。また、長い歴史を持つ教育分野に関しては、そもそも教育目的はすでに議論され尽くした論題として扱われていることも推測される。

しかしながら、筆者は本稿において、情報教育の教育目的が研究課題として扱われるべきであることを主張する。それは次の理由による。すなわち、教育実践研究における原則論に従う場合、教育目的は教育内容や教育手法の妥当性を判断する際の絶対的な前提条件である。いかなる教育内容や教育手法も、前提とする教育目的に寄与しない限り妥当とされない。教育目的を研究課題とすることは、この、教育実践研究における絶対的な前提条件を、研究コミュニティがその責任において学問的な厳密さをもって明確化することであ

る。このことを研究コミュニティが怠らないことは、情報教育研究に対する研究コミュニティ外部からの信頼醸成や、ひいては情報教育自体に対する社会的な理解形成にとって死活的な意味を持つと筆者は考える。

以降、本稿では、上述の問題意識にもとづいて情報教育の教育目的のあり方を検討する。第2章では情報教育の教育目的を検討するに際しての前提条件を確認する。第3章では、公教育の概念規定を確認し、公教育正当化の論理を概観する。第4章では、センとヌスパウムのケイパビリティ概念を参照しつつ、情報教育が公教育の課題にどのように貢献できるかを考察する。第5章では、平成8年中教審第1次答申の分析にもとづいて、わが国の公教育における情報教育の教育目的の設定の特徴と課題を整理する。第6章では、これまでの検討結果をふまえて、情報教育の教育目的に関する4つの提言を行う。

## 2. 教育目的の検討に際しての前提

この章では本稿において情報教育の教育目的を検討するに際しての前提条件を確認する。本稿では以下の2点を前提に情報教育の教育目的を検討する。

1. 情報教育の教育目的は（まず）情報教育という教育分野全体について検討されるべきである
2. 教育目的の内容は「情報教育が公教育に位置を占めることの必然性」を誰に対しても説得できるものとすべきである

1は情報教育という教育分野がまだ完全には未定着であるという認識、換言すれば情報教育の定着が研究実践上の最優先の課題であるという認識から導かれるものである。研究者の立場から情報教育の定着に貢献するためには、各教育段階ごとの個別具体的な情報教育実践に関する研究のみならず、教育分野としての情報教育の全体性や固有性の確立と明確化を指向する研究を蓄積する必要がある。その意味で、本稿では教育段階ごとの個別論議には立ち入らず、まず情報教育全体として共有されるべき教育目的の検討を行う。

2は情報教育の教育目的の規範性、すなわち「何を目的に情報教育を行うべきか」を方向付ける性格、を検討する際の前提である。すなわち、ある教育分野が教育制度に位置を占めるためには、原則的には、教育目的に対する公的な承認を得ることが不可欠である。そのためには、まず、「その分野の教育を公事として行うことの必然性」を公共に対して説得できる、普遍的な教育目的の説明が準備

されなければならない。本稿における検討の対象は、実質的には学校教育の教育課程に位置づけられる情報教育の教育目的である。したがって、情報教育の教育目的の規範性を検討するにあたっては、「公教育の一環としての情報教育」の必然性を担保する内容であることが前提条件として課されることになる。

これらから、以降の章では特定の教育段階ではなく情報教育全体を念頭に置きつつ、「公教育において情報教育が行われることを正当化するのはいかなる教育目的か」という問いを中心に議論を進めていく。

### 3. 公教育の概念規定と正当性

「公教育としての情報教育を正当化する教育目的とは何か」という問いは、結局のところ公教育の正当性そのものへの問いに帰着する。なぜなら、公教育を構成するあらゆる教育分野の教育目的は、公教育が正当化される根拠的理由にもとづいて設定されるはずだからである。そこで、この章では公教育の概念規定を確認するとともに、公教育正当化の論理を概観する。

公教育の正当性を論ずるためには、公教育概念を確定しなければならない。公教育の概念は教育学、教育哲学、教育行政学等の分野で主題として論じられている。公教育は端的に例えば私教育（家族制度に由来する私的な目的のもとに行われる教育）の反対概念である。

私事でなく、公の性質を持つ教育とはどのようなものか。内容の包括性という点においては教育行政学者の市川昭午による規定が秀でている。市川によれば公教育とは狭義には「公設、公営、公費」の教育を、広義には「直接公的規制の対象となる教育で、公の性質を持つとされる教育、とくに国公立学校の教育」をいい、また制度的概念としては「①公設・公費・公管理の教育、②公の性質をもつ教育、③公の支配に属する教育」を、理念的概念としては「①国民すべてに開放され、機会均等が保障される教育（公開）、②すべての者が共通に利益を受け、中立性を保障される教育（共益）」をいう[6]。

公教育の正当性を論ずるにあたって重要なのは、上述の規定における制度的概念と理念的概念との関係である。すなわち、あらゆる教育のなかで特に公が制度的に保障すべき教

育とは、理念的にみた場合には「公開」かつ「共益」の性格を認めることがふさわしい教育であることになる。これは教育の公共性の内容的条件であるといえる。そうであるならば、どのような教育に公共性、すなわち「公開」かつ「共益」の性格を認めるべきか、が公教育の正当性を論ずる上での論点となる。

この問いは公教育の正当性を基礎付ける論理のあり方に直結する。なぜなら、この問いに応えるためには公教育の目的論に踏み込まなければならないからである。

そこで、仮に公教育の目的をある特定の価値（たとえば望ましい人格や能力のモデル）の実現におくならば、その実現に必要な教育を実施することが教育の公共性を担保することになる。しかし、価値の多元性や相対性が前提とされる現在、このような「素朴な論理」では教育の公共性、さらにはそこから導かれる公教育の正当性を基礎付ける上で十分な説得力を持たない。

現在ではむしろ、公共性とは、複数の価値の調停と共存のための前提創出のなかにあるとする考え方が有力である。これはジョン・ロールズに始まる政治的リベラリズム及びそれ以降の議論に見られるものである。

政治的リベラリズムを批判的に継承する公教育の正当化論としては、各々がいただく「善の構想」を実現するための能力開発機会の公正な社会的分配を重視する宮寺の議論がある[7]。また、苫野は宮寺の議論をふまえながら、公教育の正当性の論拠を、自由の相互承認（自己の自由を実現するために他者の自由を承認すること）を可能にするための知的前提の形成におく[8]。ここでそれぞれの詳細に立ち入る余裕はないが、いずれにしても、公教育の正当性が「複数の価値の調停と共存のための前提形成」にあるとする論理構成は一定程度共有されるものと考えられる。

### 4. ケイパビリティ概念と公教育における情報教育の正当性

前章でみた公教育正当化の論理は、公教育の一部としての情報教育の教育目的に継承される。すなわち、最広義における情報教育の教育目的は「社会における複数の価値の調停と共存のための前提形成」であるといえる。そこで次に問題となるのは、情報教育が「前提形成」に対してどのように貢献できるかである。この章ではアマルティア・センとマールサ・ヌスバウムによるケイパビリティ・アプローチを参照しつつこの問題を考察する。

センによれば、ケイパビリティとは「人が行うことのできる様々な機能の組み合わせ」、

1 実際にその分野が公教育に取り上げられるかどうかは、その時々の他の教育課題との間の相対的（より踏み込んでいえば政治的）な優先順位の問題となる。しかし、相対的な判断の根拠を与えるのはその教育分野の教育目的に関する普遍的な説明である。

すなわち機能を組み合わせることでその人が何をなしうるかを表す概念である[9]。ここでいう機能には「栄養状態が良好なこと」や「回避できる病気にかからないこと」といった基本的なものから「自尊心を持っていられること」や「社会生活に参加できること」といった複雑で洗練されたものまで幅広く含まれる[10]。

ケイパビリティ・アプローチによってセンが意図したのは政治的リベラリズムが掲げる「自由の平等な分配」の実質化である。すなわち、政治的リベラリズムが社会制度による基本財（権利、自由、機会、所得、自尊心の社会的基礎など合理的人間が欲するとされるもの）の平等な分配を通じた正義の実現に価値をおくものに対して、ケイパビリティ・アプローチはその構想を支持しつつも、基本財をあくまで自由を達成するための手段とみなし、本来の関心事である自由の実現そのものから区別する。その上で、人がそれぞれの関心に応じて（ここには社会における複数の価値の調停・共存が含意される）手段を実際に生かすことを選択できる基礎的条件、すなわち「潜在的に選択可能な機能の集合」としてのケイパビリティを、「自由の平等な分配」の実質化をめざす社会政策の評価の観点に加えるべきであることを主張する[11]。

センと共同研究をおこなったヌスバウムはさらに踏み込んで、「生命」「身体的健康」「身体的保全」「感覚・想像力・思考」「感情」「実践理性」「連帯」「自然との共生」「遊び」「環境のコントロール（政治的、物質的）」の10項目からなる「人間の中心的な機能的ケイパビリティ」のリストを公表している[12]。ヌスバウムによれば、これは「人間にとって良い生活とは何かについて様々な見解を持つ人々が、中心的な憲法的保障の道徳的基礎として政治目的のために合意しうるリスト」であり「様々な領域で社会的最小限度を決定するための基礎」である[13]。

情報教育の教育目的を論ずるにあたってケイパビリティ・アプローチが示唆するのは次の点である。まず、ケイパビリティの観点によって、公教育は「社会における複数の価値の調停と共存のための前提形成」を「自由の平等な分配」の実質化を通して実現するための社会政策として正当化される。すなわち、ケイパビリティは自由の実現に際して機能、すなわち「その人が実際に何をきうるのか」に焦点を当てる。このことは、機能を平等に開発するための社会的前提としての公教育制度への要請につながる。

つぎに、ケイパビリティの観点は、自由の分配の実質化を担う教育プログラムとして、

公教育における情報教育の実施を正当化する。情報化が進行する社会において各々が政治的、経済的、文化的自由を享受しうするためには、単に情報機器へのアクセス機会が一律に分配されるだけでなく（これは基本財の延長として考えられる）、それを各々にとって価値ある目的に活用できるための能力的条件が整えられ、かつその活用を妨げる文化的・社会的条件の除去が実現されなければならない。しかもそれは、生まれや育ちなどの環境的要因のもたらず初期条件の格差を最小限にすることをめざしておこなわれなければならない（これは先進国における「相対的貧困」の問題に関連する）。公教育における情報教育は、このような目的を担う教育プログラムとして正当化されうる。

さらに、情報化が進む社会において人が政治的、経済的、文化的自由を享受するために必要な最低限の機能に関する能力的、文化的、社会的条件を、ヌスバウムが試みたように「機能的ケイパビリティのリスト」のかたちで示すことができるならば、それは情報教育の教育目的の達成を評価する際の評価項目リストとなるであろう。実際に、ヌスバウムのリストにおける「感覚・想像力・思考」「実践理性」「連帯」「環境のコントロール」の各項目は、情報化の進行した社会においては、情報手段の活用が（どの程度）可能であるかという点に強く関連すると推測される。本稿で詳細を示す余裕はないが、公教育において正当化可能な情報教育の教育目的を具体的に示すという点において情報分野の機能的ケイパビリティのリスト化は検討に値する課題であると考えられる。

## 5. わが国の情報教育の教育目的設定に見られる特徴と課題

この章ではわが国の公教育における情報教育の教育目的の設定の特徴と課題を整理する。そのために、平成8年7月に出された第15期中央教育審議会第一次答申(以下「中教審答申」と表記する)[14]を取り上げて、記述内容の分析と考察を行う。

「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」と題されたこの中教審答申は、「生きる力」と「ゆとり」という、その後の教育政策の方向性を示す2つのキーワードが示されたことで知られる。また、情報教育に関連する内容としては、21世紀の展望として「情報化の進展」が大きく取り上げられることにより、普通科高校における情報科新設の契機となった。

分析の主要な着眼点は「情報教育の教育目

的はどのような背景からどのような理路を経て示されるか」である。より具体的には以下の2点に注目する。

- a. 情報教育が要請される背景としていかなる認識が示されているか
- b. aの「背景の認識」からどのような理路を経て情報教育の目的設定が行われているか

#### a. 情報教育が要請される背景の認識

答申において情報教育が要請される背景の認識が示される箇所を抜粋する。情報教育が要請される背景については、第1部(2)「これからの社会の展望」(以下Aと表記)、第1部(3)「今後における教育の在り方の基本的な方向」(以下Bと表記)、および第3部第3章「情報化と教育」(以下Cと表記)の3カ所でのその認識が示されている。それぞれの要旨を以下にまとめる。

**A.** ここでは冒頭で「我が国の社会は、今後、様々な面で変化が急速に進む」としたうえで、その展望として「国際化の進展」「情報化の進展」「科学技術の発展」「地球環境、エネルギー問題など人類の生存基盤を脅かす問題の発生」「高齢化や少子化の急速な進展」という5つの変化が列挙されている。「情報化の進展」の内容としては、世界規模での情報通信ネットワークを通じて不特定多数が双方向でマルチメディア情報を交換できるようになりつつあること、およびこのような高度情報通信社会の実現は、地球規模で今後の社会や経済を大きく変化させると考えられること、の2点に集約される。

**B.** ここでは社会の変化に対して「時代を超えて変わらない価値あるもの」と「時代の変化とともに変えていく必要があるもの」との対比と、それぞれに対応した教育の望ましい在り方が述べられている。その上で、「とりわけ、人々の生活全般に大きな影響を与えるとともに、今後もいっそう進展すると予測される国際化や情報化などの社会の変化に教育が的確かつ迅速に対応していくこと」を重要な課題としてあげている。また、「生きる力」の定義を示した上で、「情報化の進展に伴ってますます必要になる、あふれる情報の中から、自分に本当に必要な情報を選択し、主体的に自らの考えを築き上げていく力などは、この[生きる力]の重要な要素である」として、情報化の進展との関連性を示している。

**C.** この章では全体を通して「情報化と教育」に関する見通しが述べられている。情報教育

が要請される背景については、まず、情報化がますます進展するという予測が「高度情報通信社会」や「産業革命にも匹敵するような変化」といった表現とともに述べられている。ついで、「情報化の進展」が子どもたちの教育に与えるであろう影響の見通しが列挙される。その内容は、1. 子どもたちが情報手段から学校から得られる量を凌駕する膨大な情報を得られるようになること、2. 情報の豊富さにはプラスとマイナスの面があり、子どもたちが情報を取捨選択し自ら情報発信する能力を身につけることがますます重要になること、3. ソフトウェアの開発が進むことで子どもたちの特性にあわせた個別学習のための教材が提供されるであろうこと、4. コンピュータを利用した個別学習の徹底や疑似体験の増大は陣減関係の希薄化や実際の生活体験・自然体験の不足などのマイナス面を内包すること、というものである。

#### b. 「背景の認識」から情報教育の目的設定が導かれる理路

情報教育の目的設定は、「背景の認識」からどのような理路によって導きだされているのかを確認する。なお、ここでは教育目的を「教育内容の方向付けを行う記述」として幅広く捉える。

**A.** この部分の内容は将来的な社会展望を示すことに特化されており、教育目的にあたる内容は特に示されていない。

**B.** この部分では情報教育に特化された教育目的の提示はない。しかし情報に関する能力を包括するとされる「生きる力」の育成に関して、教育の明示的な方向付けをおこなっている。すなわち、「生きる力」の内容を一通り示したあとで、「このような[生きる力]を育てていくことが、これからの教育の在り方の基本的な方向とならなければならない」と述べて、「[生きる力]を育てること」という学校教育全体を方向付ける課題設定をおこなっている。さらにその課題について、「社会の変化に適切に対応することが求められるとともに、自己実現のための学習ニーズが増大していく、いわゆる生涯学習社会」において特に重要であるという補足を述べている。

教育の方向付けが導かれる理路については、①「(すでに示された各種の)社会の変化」が子どもたちに「生きる力」を要請する、②したがって(学校)教育は「生きる力」へと方向付けられるべきである、という順序が見いだされるのみである。

C. この章では、情報化の進展が子どもたちの教育に与える影響（「a. 情報教育が要請される背景の認識」で示した1~4の内容）が列挙されたあと、二つの問い（情報化が進展するこれからの社会を生きる子どもたちにどのような教育が必要か、子どもたちの教育の改善・充実のためにコンピュータや情報通信ネットワーク等をどのように生かしていくことができるか）が示される。そして、それに答えるかたちで情報教育および教育の情報化に関する4項目の内容が示されている。

そのうちで情報教育の教育目的として読むことができるのは、「(a) 初等中等教育においては、高度情報通信社会を生きる子供たちに、情報に埋没することなく、情報や情報機器を主体的に選択し、活用するとともに、情報を積極的に発信することができるようになるための基礎的な資質や能力、すなわち、「高度情報通信社会における情報リテラシー（情報活用能力）」の基礎的な資質や能力を育成していく必要があること」および「(d) 情報化の進展については、様々な可能性を広げるという「光」の部分と同時に、人間関係の希薄化、生活体験・自然体験の不足の招来、心身の健康に対する様々な影響等の「影」の部分が指摘されている。教育は、これらの点を克服しつつ、何よりも心身ともに調和のとれた人間形成を目指して進められなければならない」の2項目である。

教育目的に該当するこれら2項目の内容は、事前の「二つの問い」に対する解答として示される。しかし、「二つの問い」に対する解答がなぜこれら2項目でなければならないのか、その必然性を与える理路は明示されていない。

### c. 分析のまとめ

中教審答申の分析で明らかとなったことは以下の3点に集約される。

1. 情報教育は予測される社会の変化（情報化の進展）への対応である（すなわち、社会を形成していくという指向性は希薄である）
2. 社会の変化に伴う子どもと教育への影響は、例示列挙で表現される（すなわち、上位概念が示されないため、限定列挙であるという根拠はない）
3. 教育目的は例示列挙への対応として示される（すなわち、例示列挙への対応としての教育目的の妥当性が確認できる根拠は示されない）

1 に関しては、分析対象の中教審答申全体の主要な関心を反映している。情報教育のみ

ならず、その後の教育政策を方向付ける「生きる力」や「ゆとり」といったキーワードが提示された背景には、「社会の変化に対応した教育」についての新たな展望を提示することへの強い指向性が感じられる。その一方で、教育と社会との関係においては、常に社会が教育に影響を与えるという一方向の関係のみが強調される。また、その結果として、情報教育は「情報化の進展」に対する教育の対応としての位置づけがなされている。これは同時に、教育が社会に与える影響、すなわち教育がいかなる社会の形成に寄与することを目ざすかという観点が希薄であることを意味する。

2 に関しては、社会の変化に伴う子どもへの影響の記述は、原則的に、いかようにでも相対化可能な内容であることを意味する。たとえばCの箇所において示された子どもの教育への4つの影響は、なぜその4つが特に列挙されるべきなのかを示す包括的な根拠がない。それぞれの項目に一応の説得力を認めたとしても、特にその4点を示すに至った視点、いかえれば関心を規定する上位概念が明示されないため、最後までアドホックであるという印象が拭えない。

3 に関しては、bの分析で確認した通り、教育目的の設定に関して、列挙された前提（社会の変化による影響）への応答であること以外に理路が示されないことを意味する。したがって、仮に前提となる例示列挙の内容が妥当であったとしても、その対応として示された教育目的が（他の潜在的な教育目的の候補よりも）なぜ優位であるのかを決定的に示すことができない。

1~3を総じていえるのは、中教審答申の内容は情報教育の教育目的を決定的に示しきれてはいないということである（答申にそのような役割を担わせるべきかという議論はあるが）。その最大の理由は、3章で論じた価値多元社会における公共性の規定、すなわち「公共性は複数の価値の調停と共存のための前提を作り出すことのなかにある」のような、公教育の役割を論ずるにあたっての最上位の理念的な前提が確認されぬまま議論が進められている点にあると筆者は考える。

## 6. 情報教育の教育目的に関する提言

これまでの検討結果をふまえて以下の4点の提言を述べる。

- (1) 情報教育の教育目的が研究課題として扱われるべきである
- (2) 情報教育の教育目的が検討される際には、

公共性や公教育の正当性の論理など、主張の大前提をなす上位概念を明示的に示すべきである

- (3) 公教育における情報教育の教育目的は、情報分野のケイパビリティの開発におかれるべきである
- (4) 公教育における情報教育は、(3)を通しての「自由の平等な分配」の実質化への貢献、さらにその結果として民主的な社会構造の創出及び強化への貢献によって正当性を主張すべきである

(1) 情報教育研究において教育目的を研究課題とすることの意味は二つある。ひとつは、教育のあり方を規定する最重要の要素を学問的に探求するという意味においてであり、もう一つは、現行の教育政策に対する情報教育研究の存在意義の確立という意味においてである。いうまでもなく教育目的は、そこから展開される教育全体を方向付ける起点であり、かつ教育の達成を評価するための評価項目を定める際の究極的な根拠である。こと歴史の浅い情報教育研究がその価値を示すためには、現行の教育政策が定めた諸前提の実現を指向する研究のみならず、現行の教育政策からは独立した立場から、自明化されがちな諸前提を批判的に検討し、よりよい教育の実現を理念のレベルから探求する原理的な研究が不可欠である。その意味から、情報教育のあり方の根幹をなす「よりよい教育目的」の研究は積極的に取り組まれるべきである。

(2) 情報教育における教育目的を検討する際には、単に情報や情報技術の専門的観点からの指摘を行うだけでなく、それがなぜ公教育で取り上げられなければならないのかを論ずる必要がある。公教育はいうまでもなく公共政策の一部であり、そのなかで位置を占めるためには、その意義について誰もが納得せざるをえない論拠が準備されなければならない。そのような論拠とは、必然的に公共政策が依拠する公共性の原則的理解をふまえたものであるはずである。したがって、情報教育の教育目的を論ずるにあたっては、まず主張の大前提として公共性や公教育に対する原則的理解を上位概念として明示したうえで、その内容との関係において教育目的を論ずることが説得的であると考えられる。

(3) これまでの検討結果をふまえた上で、情報教育の教育目的に関する現時点での筆者の見解を示すならばこのようなものになる。すでに論じた通り、価値の多元性を前提とする社会における公共部門の役割は、その社会

において複数の（場合によっては対立する）価値の調停と共存が実現するための前提条件を創出することにある。そしてこの役割は、公共部門としての公教育において継承される。ここから、公教育における情報教育を正当化する教育目的は、この役割を積極的に担うものでなければならないという前提が導かれる。この前提のもとで情報教育の教育目的を考察するならば、筆者は情報分野のケイパビリティの開発がその内容となると考える。この教育目的には社会において分配される情報及び情報手段へのアクセス機会を各々の自由の実現に転化できる技術的・能力的前提の整備に加えて、他者が情報に関する能力を実際に生かすことを妨げない社会意識の醸成が含意される。

(4) (3)において明らかにされた教育目的は、最終的には、「情報分野のケイパビリティの開発を通じた「自由の平等な分配」の実質化による、民主的な社会構造の創出及び強化への貢献」という理路によって正当化される。すなわち、価値多元社会における公共部門の役割が「複数の価値の調停と共存の前提形成」にあるとする主張には、「民主的な社会構造の創出と強化こそが最優先されるべきである」という規範的前提がある。これは価値の多元性以前に共有されるべきメタ規範であり、公教育における情報教育の存在意義は、究極的にはこのメタ規範に照らし合わされて評価される。他方、社会における自由、具体的には政治的、経済的、文化的自由の平等な分配の実現は、自由の平等を前提とする民主的な社会構造の基本条件である。そして、情報化が進む現在の日本の社会において情報分野のケイパビリティの高低は、自由（ここには社会的な諸制約からの解放としての消極的自由のみならず、自己の意志の実現を選択しうる積極的自由が含まれる）を享受するうえでの死活的な条件であると考えられる。ここから、(3)で明らかにした教育目的は、民主的な社会構造の創出及び強化への貢献というメタ規範への貢献によって十分に正当化可能であることがわかる。したがって、教育目的の正当性を論ずる際にはこれを論拠とすべきである。

## 7. おわりに

本稿では、公教育の正当性との関係から、情報教育を正当化することのできる教育目的とは何かを検討した。まとめとして、教育目的的研究の情報教育改善に対する貢献の見通しと、今後の研究上の課題を述べる。

情報教育の教育目的が研究されることは、情報教育の研究コミュニティの活性化およびそのことを通した情報教育普及への実践的な貢献に結びつくと考えられる。すなわち、情報教育の教育目的が研究されその成果が蓄積されることにより、既に情報分野に関心を持つ人のみはその意義を理解する言葉ではなく、その外側にある人々に理解されうるより普遍的な言葉によって、情報教育の意義を説明することが可能となるはずである。このことは、情報教育の普及推進にとって大きな価値を持つ。たとえば、これまでに研究対象としての情報教育に大きな関心を払わなかった分野（たとえば教育学、教育哲学、教育行政学、公共政策学など）の研究者たちが、情報教育の教育目的の普遍的価値（及びその問題点）に気づくことにより、研究上の関心を持ち始めるかもしれない。そのことは研究コミュニティを活性化につながり、現実の政策プログラムとしての情報教育の改善にとって大きなアドバンテージとなるであろう。

しかし、本研究が情報教育の改善に貢献するためには、まだ多くの研究課題が残されている。

第1に、公共政策及び公教育論に関するより公汎かつ精確な調査研究である。本稿で示すことができたのは、これらの分野における研究成果の相当にラフな素描である。今の段階では、これらの分野の専門家から見た場合に多くの齟齬が指摘される可能性が残されている。最終的な目的は情報教育の普及推進にあるにせよ、その基礎としてより信頼のおける論理を構築するためには、これらの分野の研究が継続されるべきである。

第2に、情報分野におけるケイパビリティ・リストの具体化である。本稿ではセンとヌスバウムによるケイパビリティ概念のなかに情報教育を正当化する教育目的の可能性を見いだした。しかし、情報分野のケイパビリティの内容を具体化することはできなかった。このリストが完成することにより、教育実践を評価するための信頼できる評価項目が明らかとなる。したがって、今後の研究においては、民主的な社会構築にとって必須となる情報分野のケイパビリティの具体化が課題となるであろう。

第3に、教育目的と教育実践との関係を具体的に示すことである。いうまでもなく情報教育研究は教育実践の改善を旨とする研究分野である。したがって、教育目的だけが「机上の空論」として論じられては意味がない。本研究における成果としての「公教育としての情報教育の教育目的」を十全に実現しうる情報教育の具体的な教育内容や教育手法の開

発は、今後長期的に追求されるべき課題である。

## 参考文献

- [1] 情報処理学会：一般情報処理教育の知識体系（GEBOK）．  
[http://www.tiu.ac.jp/seminar/kawamurk/gebok/gebok\\_final.html](http://www.tiu.ac.jp/seminar/kawamurk/gebok/gebok_final.html)
- [2] 斎藤俊則，大岩元：情報教育の観点から見たメディア・リテラシーの必要性とその教育内容，情報処理学会論文誌，2004，Vol.45，No.12，pp2856-2868
- [3] 松澤芳昭，杉浦学，大岩元：産学協同のPBLにおける顧客と開発者の協創環境の構築と人材育成効果，情報処理学会論文誌，2008，Vol.49，No.2，pp.944-957.
- [4] 兼宗進，御手洗理英，中谷多哉子，福井真吾，久野靖：学校教育用オブジェクト指向言語「ドリトル」の設計と実装．情報処理学会論文誌，2001，Vol.42，No.SIG11，pp78-90.
- [5] 大学等における一般情報処理教育の在り方に関する調査研究委員会：大学等における一般情報処理教育の在り方に関する調査研究，情報処理学会，1993.
- [6] 市川昭午：教育の私事化と公教育の解体 義務教育と私学養育，教育開発研究所，2006，pp.7-8.
- [7] 宮寺晃夫：教育の分配論 公正な能力開発とは何か，勁草書房，2006.
- [8] 苫野一徳：教育・社会構想のためのメタ方法論の深化 一公教育の『正当性』原理再論，構造構成主義研究，第五号，北大路書房，2011，pp.147-181.
- [9] アマルティア・セン（著），池本幸生，野上裕生，佐藤仁（訳）：不平等の再検討 潜在能力と自由，岩波書房，1999，pp59-60.
- [10] 上掲書，pp.6-7.
- [11] 上掲書，pp.60-62.
- [12] マーサ・ヌスバウム（著），池本幸生，田口さつき，坪井ひろみ（訳）：女性と人間開発 潜在能力アプローチ，2005，pp.92-95.
- [13] 上掲書，pp.88-89.
- [14] 中央教育審議会：文部省 審議会答申等（21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申））．  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_chukyo\\_index/toushin/1309579.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309579.htm)